

第38期事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

株式会社 多摩ニュータウン開発センター

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当期（令和7年4月から令和8年3月まで）における我が国経済は、米国の関税引き上げという逆風に見舞われながらも、内需を中心とした緩やかな回復が続いています。しかし、企業の設備投資は上向きになっているものの、個人消費は、物価上昇が続くなかで回復に遅れが見られています。そして、人手不足や賃金上昇が物価上昇に追いつかないことが先行きの不安要因となっています。加えて、米国政権の経済政策や中東政策などが国際経済の不確実性を高めているほか、原油の輸入に関して安定化する見通しが立たないことも、大きな懸念となっています。

不動産事業では、賃貸オフィス市場において、東京23区の空室率は低下傾向で推移し、需給ひっ迫が継続している一方、多摩地区では急激な需給の乱れは見られず、緩やかな低下傾向が続いています。しかし、人口減少や高齢化のなかで楽観視はできず、国内外の経済状況や事業環境の変化について引き続き注視していく必要があります。

② こうした状況のもと、令和7年度の当社ビル賃貸事業を振り返ってみると、期間限定でのテナント入居もあり、一時的に入居率は100%（貸付対象面積に対する比率）を達成しました。その後も新たなテナント確保に努め、年度末の入居率は3棟合わせて98.22%と引き続き高水準を維持しています。

施設建築物については、LED照明や設備の更新、エスカレータの改修工事などを着実に進め、機能の維持や魅力の向上に努めてきました。

当社事業の第2の柱である駐車場賃貸では、第1駐車場、第2駐車場の合計の利用実績を見ると、コロナ禍前と比較し、入庫台数はほぼ同程度まで、回復しました。

③ 当社の重要な課題である民事再生計画（平成13年11月）の履行として、現在東京都からの借入金について計画どおり返済を進めており、今後、令和8年度中に93百万円を返済する予定であり、これで東京都への返済は終了します。このほか、当社では東京都との協定により令和5年度から3か年、南大沢スマートシティ協議会事務局運営業務を受託し、南大沢地域の振興に資する取組を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区 分	（第35期） 令和4年度	（第36期） 令和5年度	（第37期） 令和6年度	（第38期） 令和7年度
売 上 高	1,653,532	1,617,736	1,585,030	1,625,588
経 常 利 益	211,131	206,184	196,081	199,608
当 期 純 利 益	145,494	142,407	131,708	139,258
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	8,110円04銭	7,937円98銭	7,341円61銭	7,762円48銭
総 資 産	9,568,466	9,560,155	9,307,876	9,260,041

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は268百万円（前期105百万円）であり、主なものはガレリア・ユギのエスカレータ及びエレベータの改修、防災設備の更新やフロア内照明のLED化などによるものです。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

店舗、事務所施設等の建設、管理及び賃貸

(6) 主要な事業所

本店 東京都八王子市南大沢二丁目2番地（パオレビル7階）

(7) 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

- ① 従業員数 4名（他に嘱託等7名）
- ② 平均年齢 60.1歳（嘱託等含む。）
- ③ 平均勤続年数 3年2ヶ月（嘱託等含む。）

(8) 現況を踏まえた今後の取組

当社は、ビル賃貸、駐車場賃貸をめぐる厳しい環境の中において、今後も経営努力を行い、民事再生計画の確実な履行を図るとともに、社業の一層の発展を期する所存です。

- ① ビル賃貸においては、的確なリーシング業務を行い、高い入居率の維持に努めてまいります。また、施設建築物の適切な維持更新を図り、ビルの価値を高めてまいります。
- ② 駐車場賃貸においては、保有する施設の効率的な運営を図り、収益の向上に努めてまいります。
- ③ 会社運営に当たっては、コスト削減をめざし、販売管理費等の経費の一層の見直しを図ってまいります。
- ④ 会社資金の運用について、定期預金や都債等、引き続き適切に対応してまいります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 17,940株
- (2) 当期末株主数 22名

(3) 上位10名の株主（令和8年3月31日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
東京都	9,180 株	51.2%
株式会社みずほ銀行	897 株	5.0%
株式会社三菱UFJ銀行	897 株	5.0%
株式会社三井住友銀行	897 株	5.0%
みずほ信託銀行株式会社	897 株	5.0%
株式会社りそな銀行	720 株	4.0%
東京建物株式会社	681 株	3.8%
三井住友信託銀行株式会社	540 株	3.0%
株式会社東京エイドセンター	498 株	2.8%
株式会社日本カストディ銀行	450 株	2.5%

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和8年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐々木 秀之	取締役社長 (代表取締役)	
山崎 太朗	取 締 役	東京都都市整備局次長
今井 徳彦	取 締 役	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長
高島 慶太	取 締 役	東京都総務局担当部長 ＜東京都公立大学法人派遣＞
新良 京子	取 締 役	東京都都市整備局 まちづくり調整担当部長・多摩まちづくり担当兼務
大野 比呂志	常勤監査役	
岡本 学	監 査 役	株式会社みずほ銀行 社会・産業基盤第一部 次長
安齊 大輔	監 査 役	東京ガス株式会社 官公庁営業部長

注1 取締役小平基晴氏は、令和7年3月31日に退任しました。

注2 取締役山崎太朗氏は、令和7年6月5日に就任しました。

注3 取締役柳田拓人氏は、令和7年3月31日に退任しました。

注4 取締役高島慶太氏は、令和7年6月5日に就任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役	監 査 役	計
1 名	1 名	17,208千円

注 取締役報酬限度額及び監査役報酬限度額は、平成5年6月24日の第5回定時株主総会決議により、それぞれ月額2,500千円及び月額1,300千円となっております。

4 会計監査人の状況

会計監査人の名称 監査法人TSK

5 会社の体制及び方針

当社は、企業、特に東京都の政策連携団体としての社会的信頼に応えるため、平成18年6月7日付けで「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定、令和2年3月25日付けで一部改正し、その体制整備に努めてきました。その内容は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、東京都の政策連携団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、法令及び企業倫理遵守の姿勢を明確にし、全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を適切に認識し、迅速な対応をとるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも3ヶ月に1回開催し、代表取締役から経営状況の報告を受けるとともに経営事項について審議・議決し、また取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補佐する使用人が必要な場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で設置することとする。

なお、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めている事項が生じたときは、監査役に報告する。また前記にかかわらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ・ 常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため社内の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及びその使用人に説明を求めることとする。

- ・ 監査役への報告やその他内部通報を行った取締役及び使用人に対して、当該報告や内部通報を理由に懲戒処分、その他不利益な処分を行わないものとする。

- ・ 監査役が実施する当社の業務に関する調査等の費用については、当社が負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況に関しては、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取組を行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを行っています。

特に上記基本方針の中の「コンプライアンス・リスク管理委員会」に関しては、第22回委員会を令和8年3月17日に開催しました。

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2,275,162	流動負債	462,498
現金及び預金	2,177,768	未払金	93,028
売掛金	88,794	買掛金	71
前払費用	5,114	設備未払金	107,236
未収入金	12,004	未払費用	59,875
その他	1,168	前受金	104,110
貸倒引当金	▲9,688	外注未払金	35,995
		未払法人税等	43,344
		未払消費税等	6,751
		預り金	814
		リース債務	9,359
		賞与引当金	1,909
固定資産	6,984,879		
有形固定資産	6,760,513	固定負債	2,741,007
建物	2,941,199	再生債務	2,542,295
構築物	15,513	受入敷金	189,807
機械及び装置	2,200	リース債務	8,904
器具及び備品	6,444		
リース資産	6,557		
建設仮勘定	83,600		
土地	3,705,000		
無形固定資産	80,103	負債合計	3,203,506
ソフトウェア	29,065		
電気ガス供給施設利用権	50,506	【純資産の部】	
電話加入権	531	株主資本	6,056,535
投資その他の資産	144,262	資本金	897,000
投資有価証券	100,000	利益剰余金	5,159,535
繰延税金資産	44,132	その他利益剰余金	5,159,535
その他	130	修繕積立金	1,334,000
		繰越利益剰余金	3,825,535
		純資産合計	6,056,535
資産合計	9,260,041	負債・純資産合計	9,260,041

損 益 計 算 書

〔 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
不動産賃貸収入	1,313,372	
その他営業収入	312,216	1,625,588
売 上 原 価		1,248,922
売 上 総 利 益		376,666
販売費及び一般管理費		181,137
営 業 利 益		195,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,003	
雑 収 入	967	4,970
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	881	
雑 損 失	9	890
経 常 利 益		199,608
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		199,608
法人税、住民税及び事業税	71,268	
法人税等調整額	△10,918	60,350
当 期 純 利 益		139,258

株主資本等変動計算書

（ 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		修繕積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	897, 000	1, 334, 000	3, 686, 276	5, 020, 276	5, 917, 276	5, 917, 276
当期変動額						
当期純利益	—	—	139, 258	139, 258	139, 258	139, 258
当期変動額合計	—	—	139, 258	139, 258	139, 258	139, 258
当期末残高	897, 000	1, 334, 000	3, 825, 535	5, 159, 535	6, 056, 535	6, 056, 535

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっています。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

法人税法に基づく定額法によっています。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

建 物 3～39年

構築物 10～34年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を0円とする定額法によっています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしています。

(2) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、賞与の支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給額の見込額に基づき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

不動産賃貸業は、主に保有する商業施設等の不動産の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 2011年3月25日）に基づき会計処理をしています。

また、商業施設等に入居するテナントとの賃貸借契約に基づき、テナントに対する電気・水道等を供給する履行義務を負っています。不動産賃貸収入に含まれる共益費収入は、契約が主に電気・水道等の使用量に基づく従量制であるため、供給した一時点で履行義務が充足されると判断し、供給時点で収益を認識しています。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

表示方法の変更に関する注記

設備未払金は、従来、貸借対照表上、未払費用（前事業年度 61,107 千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より設備未払金（当事業年度 107,236 千円）として表示しております。

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
- 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産			担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	235,035	抵当権	未 払 金	93,006
土 地	2,928,000	抵当権	再 生 債 務	1,370,195
合 計	3,163,035		合 計	1,463,201

- 有形固定資産の減価償却累計額 12,507,314 千円
- 再生債務

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しています。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
- 売上高に含まれる、顧客との契約から生じる収益は 544,553 千円です。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
- 2 当事業年度末日における発行済株式の総数 17,940 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額、未払事業税です。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については定期預金及び都債で運用しております。また、借入については東京都等から資金を調達しています。

未払金、長期未払金及び再生債務は、民事再生法第 84 条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。

当社は平成 13 年 11 月 17 日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しています。

2 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
再生債務	(2,542,295)	(2,237,560)	304,735

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しています。

（注 1） 金融商品の時価の算定方法

再生債務については、入居するテナントが退去する際に返還義務が生じるため、退去時期を合理的に見積り、被担保債務は将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しています。被担保債務以外は将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しています。

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設（土地を含む。）を有しています。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
6,661,712	13,484,513

（注1） 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2） 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいた金額です。

（注3） 上記の時価に含まれる構築物の計上額については、帳簿価額を計上しています。

（注4） 賃貸用オフィスビルの一部については、当社が使用していますが、一括して時価を算定しています。

・ 関連当事者に関する注記

- 1 名称 東京都
- 2 属性 主要株主
- 3 議決権の所有割合 51.2%
- 4 関係内容
 - (1) 役員の兼任 4名
 - (2) 事業上の関係

(単位：千円)

取引の内容	取引の種類	取引金額	当期末残高
不動産賃貸借等	不動産賃貸収入 (注1)	22,184	—
	売掛金 (注1)	—	162
	受入敷金 (注1)	—	480
民 事 再 生	未払金 (注2)	—	93,006
	再生債務 (注3)	—	12,882
担 保 提 供	土地及び建物 (注4)	93,006	—
協議会運営事務	受託 (注5)	45,178	—
	売掛金 (注5)	—	49,695

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 通常の市場取引による取扱と同様に決定しています。

(注2) 未払金 93,006 千円 の返済条件は次のとおりです。
年1回返済、無利子 (令和8年度返済終了予定)

(注3) 再生債務 12,882 千円 の返済条件は次のとおりです。
テナント敷金 12,882 千円
物件明け渡し後2ヶ月以内に返済

(注4) 上記の未払金に対して土地及び建物を担保提供しています。
なお、担保提供の取引金額には、当事業年度末の未払金及び長期未払金
残高を記載しています。

(注5) 通常の委託契約の取扱に準じて適正な取引条件により、東京都と東京都の
政策連携団体である当社との間で、業務委託に関する協定及び地域情報アプリ
の開発に係る協定を締結しています。協議会運営事務及び地域情報アプリ
の開発事務の内容は次のとおりです。

- ・ 南大沢スマートシティ協議会の事務局運営に関する業務 18,173 千円
- ・ 南大沢スマートシティ協議会の地域情報アプリの開発に係る業務
27,005 千円

1 株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	337,599円51銭
2	1株当たり当期純利益	7,762円48銭

重要な後発事象に関する注記

計算書類に計上又は注記すべき重要な後発事象はありません。

独立監査人の監査報告書

令和8年5月15日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
取締役会 御中

監査法人TSK

東京都中央区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

上原 武

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し、適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する

ことが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告書に記載されている関連当事者との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人 T S K の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 8 年 5 月 2 1 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大野 比呂志

監査役（社外監査役） 岡 本 学

監査役（社外監査役） 安 齊 大 輔